



スカパーJSAT  
SSD-Q2-16-001

# SkyAccessサービス 契約約款細則

第4版  
(平成29年3月)

スカパーJSAT株式会社

## SkyAccessサービス契約約款細則 目次

細 則 -----	1
1 利用契約に基づく権利の譲渡 .....	1
2 利用契約者の地位の承継 .....	1
3 利用契約者の氏名等の変更 .....	1
4 受信専用設備の設置場所等の提供 .....	1
5 電気の提供 .....	1
6 トランスポンダ技術仕様 .....	2
7 地球局設備に係る事項 .....	2
附 則 -----	3

## 細 則

### 1 利用契約に基づく権利の譲渡

- (1) SkyAccessサービス利用権(利用契約者が利用契約に基づいてSkyAccessサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) SkyAccessサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。なお、当事者はSkyAccessサービス利用権の譲渡に係る日本国の法令に基づく所要の手続きが必要となるときは、当事者の責任と負担においてその手続きを実施していただきます。
- (3) 当社は、前項の規定によりSkyAccessサービス利用権の譲渡の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承認します。
  - ア SkyAccessサービス利用権を譲り受けようとする者が、料金又はその他の支払いを現に怠り、又は怠る恐れのあるとき。
  - イ SkyAccessサービス利用権を譲り受けようとする者が、その利用回線と接続される他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。
  - ウ SkyAccessサービス利用権の譲渡により、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるとき。
- (4) SkyAccessサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、利用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

### 2 利用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 利用契約者の氏名等の変更

利用契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

### 4 受信専用設備の設置場所等の提供

受信専用設備を設置するために必要な場所及び施設は、利用契約者に提供していただきます。

### 5 電気の提供

受信専用設備に必要な電気は、利用契約者に提供していただきます。

## 6 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項目	性能
周波数帯域	Kuバンド
人工衛星	JCSAT-4B
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力(EIRP)	54.3dBW以上
備考	
1 トランスポンダの性能の測定は、当社の定めた方法に基づき当社の横浜衛星管制センター(YSCC)に設置された中継器特性測定装置(ATS)及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局設備を使用して行います。	
2 EIRPの測定は、単一の搬送波を使用します。	

## 7 地球局設備に係る事項

地球局設備の名称、設置場所及び設備範囲並びに接続に係る物理的条件は次のとおりとします。

## (1) 地球局設備の名称、設置場所及び設備範囲

名称	設置場所	設備範囲
地球局設備1A	神奈川県横浜市緑区 三保町248-1 YSCCテレポート	アンテナから電力増幅器、周波数変換器、ベースバンド信号変調器、ベースバンド信号多重化装置等を経て、以下のいずれかにいたる設備 ア IPエンキャプスレータ イ ア にいたる利用契約者又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信設備に接続する当社の電気通信設備
地球局設備1B	神奈川県横浜市緑区 三保町248-1 YSCCテレポート (ア、イに係るもの以外) 及び 東京都江東区豊洲 6-2-15 (ア、イに係るもの)	アンテナから電力増幅器、周波数変換器、ベースバンド信号変調器、ベースバンド信号多重化装置等を経て、以下のいずれかにいたる設備 ア 映像信号及び音響信号の符号化装置 イ ア にいたる利用契約者又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信設備に接続する当社の電気通信設備
備考 IPエンキャプスレータとは、IPパケット形式の信号をベースバンド信号多重化装置の入力形式に変換するための変換装置をいいます。		

## (2) 地球局設備の接続に係る物理的条件

地球局設備	信号区分	物理的条件
地球局設備1A	符号	RJ-45(ISO規格8877)
地球局設備1B	映像	BNC同軸コネクタ(JIS規格C5412)
	音響	XLR-3ピンキャンノンコネクタ
備考 本方式は、基本的な接続方式を示しており、利用契約者の要望その他の事由により、本表以外の条件による場合があります。		

## 附 則

## (実施期日)

この細則は、平成19年3月1日から実施します。

## 附 則

## (実施期日)

この細則は、平成19年11月1日から実施します。

## 附 則

## (実施期日)

## 第1条

この細則は、第2種衛星通信サービス契約約款細則の改訂版として、SkyAccessサービス契約約款細則に名称を変更し、平成24年4月1日から実施します。

## (地球局設備に係る経過措置)

## 第2条

この細則実施以前の第2種衛星通信サービス契約約款の規定に基づく利用契約者は、細則第7項第(1)号の表に拘わらず、下表のとおりとすることができます。

名称	設置場所	設備範囲
地球局設備1A	神奈川県横浜市緑区 三保町248-1 YSCCテレポート	アンテナから電力増幅器、周波数変換器、ベースバンド信号変調器、ベースバンド信号多重化装置等を経て、以下のいずれかにいたる設備 ア IPエンキャプスレータ イ ア にいたる利用契約者又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信設備に接続する当社の電気通信設備
地球局設備1B	神奈川県横浜市緑区 三保町248-1 YSCCテレポート	アンテナから電力増幅器、周波数変換器、ベースバンド信号変調器、ベースバンド信号多重化装置等を経て、以下のいずれかにいたる設備 ア 映像信号及び音響信号の符号化装置 イ ア にいたる利用契約者又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信設備に接続する当社の電気通信設備
備考 IPエンキャプスレータとは、IPパケット形式の信号をベースバンド信号多重化装置の入力形式に変換するための変換装置をいいます。		

## 附 則

## (実施期日)

この細則は、平成29年3月13日から実施します。

---

資料名 SkyAccessサービス契約約款細則

資料番号 SSD-Q2-16-001

平成 19年 3月 1日 第1版  
平成 19年 11月 1日 第2版  
平成 24年 4月 1日 第3版  
平成 29年 3月 13日 第3版

スカパーJSAT株式会社  
東京都港区赤坂1-14-14  
TEL : 03-5571-7770

---

(不許複製、禁転載)

